

秋田県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和4年8月9日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	105号	仙北市西木町上桧木内字中泊4番1地先から仙北市西木町上桧木内字中泊70番2地先まで

2 供用開始の期日 令和4年8月10日（水）

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和4年8月9日（火）から同月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）